

平成30年度

第18回和歌山市農業委員会議事録

日 時 平成30年12月10日（月曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について

出席委員（17名）

3番	土橋	ひさ	13番	廣井	伸多
4番	有本	太一	14番	辻本	傑
5番	曾根	光彦	15番	吉川	松男
6番	坂東	紀好	16番	大河内	壽一
7番	吉中	雅三	17番	山本	茂樹
8番	湯川	徳弘	18番	谷河	績
9番	藤井	幹雄	19番	中村	弘
10番	岩橋	章			
11番	和田	好夫			
12番	藤井	高			

欠席委員（2名）

1番	宇治田	清治
2番	山本	宏一

出席職員

農業委員会事務局

局	長	田村	佳紀
課	長	奥谷	知彦
副課	長	清滝	篤樹
班	長	中川	拓哉
企画員		井口	小都美
企画員		東	智弘
事務副主任		殿元	輝之
主事		河原	千春

13時00分 開会

◆田村局長 それでは、定刻が参りましたので、第18回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 續） ただいまより、第18回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。

去る11月28日、宇治田委員、曾根委員、和田委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、宇治田委員、山本宏一委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、廣井委員、辻本委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、14件あります。内容は全て相続による所有権の取得です。また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといた

します。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明いたします。

本件は農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で3件ありました。以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。平成30年11月9日付、29日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で17件ありました。平成30年11月9日付、19日付、29日付で受理通知書を交付しています。なお、No4は使用貸借権設定で、No14、17は賃借権設定となっております。また、No3、6、17は開発許可済となっております。No14については一時転用です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆河原主事 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、2件ございました。面積は田が1,209㎡、畑が1,424㎡です。なお、10月30日付で県知事による認可済です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について提案いたします。

◆河原主事 番外、説明します。

机上に対象農地の写真、資料1を配付していますのでご覧ください。本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があります。借受予定者から証明願が1件ございました。対象農地は田のみで面積は5,569㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については議案第6号No6で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について提案いたします。

◆井口企画員 番外、説明します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で6件ありました。No1からNo6については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。なお、No2は使用貸借権設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

No1 申請地は、安原地区・・・、三田小学校の・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請地付近の居住地には駐車スペースがほとんどなく非常に不便なことから、申請人及び付近の住民用の露天駐車場として転用するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

No1 申請地は、直川地区・・・、六十谷駅の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、当該申請地が県道・・・線沿いで交通量も多く、見通しが良いことから、大型野立て看板を設置する看板用地として転用するものです。

なお、当案件については、東側及び西側

の隣接農地所有者の同意を得ていないため、現地調査及び事情聴取を行っています。

No2 申請地は、川永地区・・・、川永小学校の・・・mに位置し、水道及びガス管の埋設された道路の沿道区域で、500m以内に2つ以上の教育施設等があるため、第3種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、・・・で運送業を営んでいる・・・が駐車場を増設する目的から、当該申請地を露天駐車場として転用するものです。

No3 申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅の・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、当該申請地が紀伊小倉駅に近く交通の便が非常に良いこと等から、分譲住宅地として転用するものです。なお、開発許可申請中です。

No4 申請地は、和佐地区・・・、千旦駅の・・・mに位置し、概ね500m以内に鉄道の駅がある、第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおりますが、近年、事業が好調で、従業員も増加していること等から、駐車場や資材置場が不足しているため、当該申請地を露天駐車場及び資材置場として転用するものです。なお、当該申請地は平成・・・年・・・月・・・日に農用地区域を除外済です。

No5 申請地は、三田地区・・・、交通センター前駅の・・・mに位置し、概ね500m以内に鉄道の駅がある、第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおりますが、近年、事業が好調で、従業員も増加していることから、社員用及び営業車用の駐車場が不足しているため、当

該申請地を露天駐車場として転用するものです。

No 6 申請地は、岡崎地区・・・、東部サービスセンターから・・・mに位置し、概ね500m以内に市の支所がある、第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、当該申請地の周囲に県立東高校、クリニック、岡崎前駅など、生活する上で欠かせない施設が揃っており、居住地として最適な環境であるため、分譲住宅地として転用するものです。なお、開発許可申請中で、特定事業許可申請中です。

No 7 申請地は、安原地区・・・、安原小学校から・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は、現在・・・と・・・に居住しておりますが、・・・とともに手狭になってきたため、当該申請地を個人住宅として転用するものです。開発許可申請中です。

No 8 申請地は、安原地区・・・、智弁学園和歌山高等学校から・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、当該申請地が、地域の幹線道路である県道・・・線や・・・線にも容易に接続できるため交通の便が良く、また、北側での同じく・・・を行う・・・が新設中である・・・との連携が可能なことから、・・・として転用するものです。なお、開発許可申請中です。

No 9 申請地は、東山東地区・・・、東山東小学校から・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張であるため、不許可の例外に該当します。申請者は現在、・・・人で居住しておりますが、近々・・・が帰ってきて二世帯同居となり、非常に手狭になることから、現在の家屋を拡張する形で、当該申請地を個人住宅として転用するものです。なお、開発許可申請中で、使用貸借権設定です。なお、No 1、5、6、8につきましては、宇治田委員、和田委員、曾根委員と現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、担当の委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No 1、No 6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので和田委員さん報告願います。

◆11番（和田好夫） 報告します。

去る11月28日に宇治田委員、事務局殿元氏と共に現地調査並びに事情聴取を行っておりますので報告いたします

No 1 申請人の・・・は、資本金・・・円、従業員数・・・名、平成・・・年・・・月設立、年間売上高は・・・円、事業内容としては・・・です。今回、営業施策として看板設置を行うことになり用地を探していたところ、県道・・・線沿いで交通量も多く、看板設置に最適な本申請地を紹介してもらい、土地所有者と話し合い、譲渡してもらうことになり、申請に至ったとのことです。申請地は・・・㎡ですが、東側、西側の両隣接地の同意書がないため、現地調査及び事情聴取を行いました。事情聴取は申請人の代理人で・・・を営む・

・氏より行いました。東側は・・・の・
・氏の所有で・・・㎡の休耕地です。隣接地
が転用されることで物件価値が下がること
を避けたいので同意はできないとのことだ
でしたが、もし看板を立てるなら、できるだ
け間隔を開けるよう要望がありました。西
側の地権者の・・・氏は相続未登記で相続人
が・・・名程いるため同意書のとりまとめが
非常に困難とのこと、反対ではないとの
ことでした。

申請地の北側は約・・・mの里道に接しており、
日照等耕作上の問題もないと思われま
す。なお、事務局の殿元氏が両隣接地所有者より
確認報告書を作成しています。転用の資
金は・・・で、完成は許可日から6か月
後を予定しているとのこと。以上で報
告を終わりますが、皆様の慎重なご審議を
よろしく願いいたします。

続きまして、No6につきまして、宇治
田委員が市議会出席のため報告書を預かっ
ておりますので代読させていただきます。

No6 去る11月28日に和田委員、
事務局殿元氏と共に現地調査並びに事情聴
取を行いました。申請地は・・・で面積は
・・・㎡、転用目的は分譲住宅とのこと
です。転用実行者は・・・です。昭和・・・
年・・・月・・・日に設立され、資本金は・・・
円、従業員は・・・人、年間売上は・・・
円、・・・を主な業種とする法人
です。転用に至った理由ですが、申請地の
周囲に学校施設、医療施設、交通機関が充
実しており、居住地として最適な環境であ
ること、他の候補地も検討したが、面積が
十分でない、地主に売却の意思がない等の
理由から断念したためとのこと。転用
の計画につきましては、土地の造成後、2

タイプの分譲住宅を各・・・戸、計・・・戸建設
します。進入路は東側の市道からの進入を
想定しています。また、申請地の右上の一
部は地主に耕作の意思があるため、農地と
して残すとのことでした。排水については、
雨水は雨水枡で集水後に、汚水及び雑排水
は各浄化槽で処理後に、それぞれ排水管を
通して北側既設水路へ放流するとのこと
です。このことについて紀の川左岸土地改良
区の同意を得ているそうです。隣接農地へ
の影響につきましては、当申請地は周囲を
道路及び水路で分断されているため、直接
隣接している農地はありません。加えて、
付近の住民への説明も十分に行っている
とのことでしたので、特に大きな影響はない
と考えられます。事業に要する経費は・・・
円とのことで、・・・で賄うそう
です。完成は平成・・・年・・・月・・・日
を予定しているとのこと。以上のことから、
当許可申請について、特に目立った問題は
見当たらないと思われまますが、皆様の慎重
なご審議をよろしく願いいたします。以
上、代読しました。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます
ました。続きまして、No5、No8につ
きまして、現地調査並びに事情聴取を行っ
ていますので曾根委員さん報告願います。

◆5番（曾根光彦） 報告します。

去る11月28日に事務局東氏と共に現
地調査並びに事情聴取を行いました。事情
聴取の際には事務局の田村局長にも同席し
ていただいております。

No5 申請地は和歌山市・・・の第
2種農地であり、・・・㎡であります。
申請地は貴志川線交通センター前駅の・・・
mに位置し、北側には現在県道の新設

工事も行われており、隣接する道路への出入に最適な土地であります。今回の申請人は、和歌山市・・・・、・・・の・・・氏であり、資本金・・・・円、年間売上額・・・・円とのことです。事業内容としては・・・・を行っています。現在社員数・・・・名、営業車・・・・台ですが、業績が順調であるため、今後従業員の増員も考えており、それに伴い駐車場が不足することから土地を探していたところ、隣接する土地所有者の・・・・氏の協力が得られることになり、今回の申請に至りました。なお、駐車場の雨水等については既存西側水路への放流を計画しております。また、隣接地及び紀の川左岸土地改良区の同意もあることから、何ら問題はないと思われませんが、皆様の慎重なるご審議をお願いいたします。

No 8 申請地は和歌山市・・・・、・・・㎡、譲渡人は・・・・氏、・・・、・・・㎡、譲渡人は・・・・氏、・・・、・・・㎡、譲渡人は・・・・氏の合計3筆、合計面積は・・・・㎡であります。申請地はJR紀勢線黒江駅の・・・・m及び智弁学園高等学校の・・・・mに位置し、介護賃貸住宅にするとのことです。周辺の環境も良く、今回の申請に至ったようです。申請者は・・・・の・・・・氏、資本金・・・・円、平成・・・・年・・・・月・・・・日設立の、まだ新しい会社であります。今後、介護運営等の事業を行っていただける会社であると思われま。なお、周辺においては農地もなく、何ら問題がないものと思われま。また雨水等の排水については南側の川に放流する計画であり、既に本渡水利組合の同意も得ており、何ら問題ないものと思われま。委員皆様方の慎重なるご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が7件ございました。

No 1、No 2、No 7は賃貸借権、それ以外は使用貸借権の設定です。期間はNo 6が2年、No 2が10年、それ以外は5年です。また、No 7については農地中間管理事業による和歌山県農業公社との貸借権の設定です。

面積は田が15,041㎡、畑が836㎡でした。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について説明が終わりしましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案については以上です。

続きまして、平成30年度和歌山市農業委員会活動報告会の開催と報告（案）について提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

机上に配付しています、資料2をご覧ください。昨年度まではこれまでの例に従い、市長に対し建議や意見書の提出を行ってき

ましたが、平成28年の農業委員会法の改正に伴い当農業委員会は平成29年から新たな農業委員と農地利用最適化推進委員との新体制へ移行しましたので、今回は新体制での活動を振り返り、市長に対し農業委員会活動の報告を行いたいと考えています。

具体的には、資料2のような報告書により、市長に対し農業委員会の活動の報告を行いたいと思います。今後のスケジュールですが、確定ではありませんが、来年の1月22日に市長への報告を行う予定です。報告を行っていただくメンバーですが、今回は女性の積極的な登用促進、女性委員の活躍が求められていることから、会長、副会長、宇治田委員、山本宏一委員、土橋委員、中島推進委員、宮路推進委員、金谷推進委員の計8名の委員さんをお願いしたいと思います。つきましては、配付してあります資料の報告案について、ご意見をいただきたく、ご意見がある場合は、12月21日（金）までに事務局までご連絡下さい。

また、この報告案を農地利用最適化推進委員にも送付し、同様にご意見をいただきます。各委員の意見をふまえた上で、次回の総会において、報告案の決定を行いますので、よろしくお願い致します。

◆会長（谷河 績） 説明が終わりましたが、このことについて、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆14番（辻本 傑） どうも気になるのが、例えばこの資料の2ページにはジャンボタニシがたくさん出てきますが、農業委員会の仕事というのは農業委員会法第6条に定められています。ジャンボタニシの捕殺というのは、何らかのキャンペーンの一環としてするというのなら良いのですが、

あたかも農業委員会の仕事であるかのように、こうして大々的に取り上げるのは若干問題があるのではないのでしょうか。農業委員会だよりの配布直後に近所の方から、農業委員会はジャンボタニシの捕殺もするのか、と聞かれました。本来業務ではないが、キャンペーンの一環としてやることはあると答えましたが。世間の誤解を生まないよう、もうちょっと農業委員会法第6条をベースにして考えるべきではないのかなと思います。

◆中川班長 一つのご意見としてお伺いいたしました。他の委員の皆様からもご意見をよろしく願います。

◆会長（谷河 績） 来年度からはもう少しいろいろ考えて行きたいと思いますので、よろしく願います。その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ないようでございますので、この報告案について、ご意見があれば事務局までご連絡ください。

その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第18回総会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

13時35分 閉会